看護小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能センター川内 重要事項説明書

1 事業者が提供する相談窓口

電話 082-831-4165

担当 管理者 元谷 紀衣

☆ ご不明な点はお問い合わせ下さい。

☆ 相談がある場合には、必ず事前にご連絡をお願いいたします。

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

種類 看護小規模多機能型居宅介護

事業所名称 看護小規模多機能センター川内

所在地 広島市安佐南区川内五丁目1番9号

事業所番号 3490201179

(2)配置基準

	常勤	非常勤	計	備考					
管理者	1		1	常勤・兼務					
介護支援専門員		1	1	非常勤・専従					
看護師	3	4	7	介護従事者に含む					
介護職員	7	4	11						

令和2年5月1日現在

(3) 営業時間等

営業日 365日

営業時間 通いサービス 午前8時 ~ 午後5時

宿泊サービス 午後5時 ~ 午前8時

訪問サービス 24時間

登録定員 29名

通所サービスの利用定員 18名

宿泊サービスの利用定員 9名

(4) 設備の概要

① 宿泊室の数 : 定員9名、全室個室

② トイレの数 : 3 か所③ 浴室 : 1 か所

④ リビング : 1 か所(食事の場所、居間、台所兼)

(5) 運営方針

- ①利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、最もふさわしいサービスを提供する。
- ②看護小規模多機能型居宅介護等の提供にあたっては、居宅サービス計画、看護小規模多機能型居宅介護計画(以下「看護小規模多機能型居宅介護計画等」という。)に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- ③看護小規模多機能型居宅介護利用者に対して通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4日以上をめざす。
- ④登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービス の提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるため に適切なサービスを提供する。

3 サービス内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を踏まえて、他の従業者と協議のうえ、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画等を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に「通いサービス」、「訪問サービス」、「宿泊サービス」を組み合わせた支援を行います。

(1) 介護保険給付対象サービス

以下の事項は、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金(介護保険給付額) を厚生労働大臣が定める負担割合に応じてご負担していただきます。介護サービス費は「料金表(別紙)」のとおりです。

- ① 通いサービス
 - 事業所において食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。
- ② 訪問サービス
 - 利用者宅を訪問し、安否確認、買い物、他要望に応じ、日常生活上の支援を行います。
- ③ 宿泊サービス
 - 宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。
- ⑤ 看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成
 - 看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成担当者が、利用者の生活の解決すべき 課題を把握し、ご利用者の意向を踏まえたうえで作成します。
 - ⑤ 食事

食事の時間は以下のとおりです。

朝食:7:30~ 昼食:12:00~ 夕食:18:00~

⑦ 排泄

利用者お一人お一人に合わせた援助を行います。

⑧ 健康管理

医師、看護師がご利用者の健康管理を行います。

(2) 介護保険給付対象外サービス

以下の事項は、【料金表(別紙】に定める料金、もしくは実費相当にて、ご負担頂きます。

- 飲食費
- ② 宿泊費
- ③ 日常生活費
- ④ 趣味活動等の材料費
- ⑤ レクリエーション材料費
- ⑥ おむつ代
- ⑦ 理美容代
- ⑧ 健康管理費 (インフルエンザ予防接種等にかかる費用)
- ⑨ その他、日常生活において通常必要になる費用で利用者が負担することが適当と 認められる費用

(3) 当事業所のサービスの特徴

① 看護小規模多機能センター川内の運営理念 住み慣れた地域で、人と人との関わりを大切にし、『幸福感のある居場所作り』を 支援して行きます。

② 事業所づくり

グループホームガーデンの家川内と看護小規模多機能センター川内が併設されているという特徴を生かしながら、職員だけでなく利用者、家族と地域の皆様の支援を得ながら、一体となって温かい事業所づくりに励みます。

③ 夜間及び深夜の時間帯

夜間及び深夜の時間帯は午後9時00分~翌午前6時00分とし、その時間帯は防犯上の観点からも出入り口を施錠致します。

4 利用料金の支払方法

当月にかかったご利用料金の総額は、翌月26日までに口座引落の方法でお支払いください。

*利用料金は、暦月による利用料金の合計額を翌月に毎月お支払ください。尚、利 用期間が1か月に満たない期間を利用した場合は、日割り計算にて算出いたします。

- 5 利用にあたっての留意事項
 - (1) 面会

午前8時~午後8時

* 時間外の面会は、事前に連絡をお願いします。

(3) 飲酒

ご希望がある場合はご相談ください。

(4) 喫煙

利用者、職員の健康保持の観点から、全館禁煙とさせていただいております。 喫煙をご希望の場合は、職員にご相談下さい。

(5) 設備・器具の利用

所定の方法に従ってご利用いただけます。尚、状況により利用を中止、又は制限 させていただく場合がございます。

(6)信仰・政治

信仰や思想の自由は尊重されます。ただし、共同生活の場として他の利用者が迷惑と感じるような場合は活動を自粛していただく場合がございます。

(7) 営利活動

全面的に禁止させていただいております。

(8) ペット

基本的にペットの持ち込みはお断りしております。

6 個人情報の保護

- (1)事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。
- (2)職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。

7 拘束等の行動制限

事業所では、サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、以下のような拘束等の行動制限は行いません。万が一、拘束等を行う場合には、必要性や代替策等の検討を十分に行い、同意書を頂きます。その後も経過を見ながら、見直しを行い拘束等の解除に努めます。

- 車イスやベッド等に胴や四肢を縛る
- ・上肢を縛る
- ミトン型の手袋を付ける
- · 腰ベルトや Y 字型抑制帯を付ける

- ・ 介護衣 (ツナギ) を着せる
- 車イステーブルを付ける
- ・ ベッド柵を4本付ける
- ・ 居室の外から施錠する
- ・ 向精神薬を過度に使用する

8 緊急時の対応方法

- (1) 利用者の身体状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることがでます。
- (2) 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行います。
- (3) 利用者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と 共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行います。また、 可能な限り速やかに身元引受人等にも連絡いたします。

9 非常災害対策

- (1) 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、災害・非常時 に備えた必要な設備を設けております。
- (2) 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災 計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少 なくとも年に2回は実施します。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定 した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施します。
- (3) 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に 通報される装置となっています。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置 されています。

10 地域との連携

看護小規模多機能居宅介護等の事業を提供するにあたり、ご利用者、ご家族、事業所が所在する自治体の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置します。また、概ね2か月に1回、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議の評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。

- (1)報告、評価、要望、助言等については、記録を作成し、公表します。
- (2) 事業の運営にあたっては、地域住民との交流を図るように努めます。
- (3) 事業の運営にあたっては、提供した事業に関するご利用者からの苦情に関して、 区市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区市町村が実施する 事業に協力するように努めます。

11 利用者からの契約解除

- (1) 利用者は、本契約の有効期間中において、本契約を解約することが出来ます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 30 日前までに事業者に通知することにより、本契約を解除出来ます。
- (2) 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することが出来ます。
 - ① 利用契約第 13 条 により、本契約を解約する場合。
 - ② 利用者が医療機関等に入院し、60 日以内に退院出来る見込みがない場合、又は、60 日を経過しても退院出来ないことが明らかな場合。
 - ③ 事業者もしくはサービス従事者が、第 10 条に定める守秘義務に違反した場合。
 - ④ 事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体 ・ 財物 ・ 信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ⑤ 他の利用者が、利用者の身体 ・ 財物 ・ 信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合。

12 事業者からの契約解除

- (1) 事業者は、利用者が、以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することが出来ます。
 - ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - ② 利用者による、利用契約第 12 条 第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが しばしば遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合。
 - ③ 利用者が医療機関等に入院し、60 日以内に退院出来る見込みがない場合、又は、60 日を経過しても退院出来ないことが明らかな場合。
 - ④ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・ 財物 ・ 信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

13 契約の終了

- (1) 利用者が要介護認定の更新で非該当(自立)と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- (2) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合、その翌日。
 - ② 利用者が死亡した場合もしくは被保険者資格を喪失した場合、その翌日。

苦情	受付担当者	城谷	美穂	電話	0 8 2 -	8 3 1 - 4 1	6 5
(2) 当	事業所の苦情解決	責任者					
管理	!者	元谷	紀衣	電話	0 8 2 - 3	8 3 1 - 4 1	6 5
(3) 行	政その他の窓口						
	広島市介護保険課			電話	0 8 2 -	5 0 4 - 2 1	7 3
	安佐南区役所介護	保険課		電話	0 8 2 - 3	8 3 1 - 4 9	4 3
	広島県国保連介護	保険課		電話	0 8 2 -	5 5 4 - 0 7	8 3
	- 6 - 140 May 2				II. S. James		
	多機能センター川		•	利用者に	対して契	!約書及び本	で書面で
重要な事項	[について説明を行	いました	- 0				
事業者	事業者名】	有限会社	サカコーポ	『レーショ	~		
[住 所】	広島市安	子佐南区緑井	井六丁目2	8番1号		
[代表者名】	代表取締	第役 坂	聡一郎			
事業所	事業所名】	看護小規	見模多機能も	マンター川	内		
	住 所】	広島市安	で佐南区川内	为五丁目1	番 9 号		
【事	業所番号】	3 4 9 0	20117	7 9			
	【説明日】		年	月	<u>目</u>		
	【説明者】				(FI)	
私は、契約	書及び本書面によ	り、事業	美所から看護	護小規模多	機能セン	ター川内に	こついての重
要事項の説	明を受けました。						
利用者	【住所】						
	【氏名】				<u>ED</u>		
字	【						
家族	【住所】						
	【氏名】				(FI)		
	[八石]				<u>En</u>		

14 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所の苦情対応